

弥彦村技能労務職の給与等に関する見直し方針

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
弥彦村	49.9歳	8人	252,400円	258,100円	256,363円	-	-	-	-
うち 用務員	56.5歳	2人	277,900円	291,900円	293,750円	用務員	53.9歳	227,700円	1.28
うち 調理員	47.4歳	6人	243,900円	246,767円	243,900円	調理員	39.9歳	247,600円	1.00
新潟県	47.3歳	747人	349,067円	392,850円	378,021円	-	-	-	-
国	48.8歳	5,193人	287,094円	-	320,514円	-	-	-	-
類似団体	49.0歳	10人	274,483円	291,445円	284,071円	-	-	-	-

「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しており(平成16年～18年の3ヵ年平均)、年齢、業務内容、雇用形態等の点において一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上
全体			1					1	2	2	2	
用務員										1	1	
調理員			1					1	2	1	1	

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(二)を適用。

イ 技能労務職に係る特殊勤務手当 なし。

ウ 昇格基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号級(57歳を超える場合は2号級)を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

技能労務職については、今後は、退職者不補充職種とし、新規の採用は原則行わない。

給与面に関しては、国、県、近隣市町村の動向を注視し、適宜改正等の判断をしていく。

3 具体的な取組内容

平成18年4月に、村内3保育園の給食業務を園内給食施設の貸与により、民間委託。19年度末で、用務員1名が退職したが採用を行わず、兼任で対応。

4 その他

今後は、技能労務職は退職者不補充とし、民間委託等が可能な業務に関して推進していく。